

大阪しあわせネットワーク（社会福祉法人 長生会における社会貢献事業）

「生活困窮」をはじめ「虐待」や「DV」、「障がい」など、複雑で多目的な問題を抱え、「制度や社会の狭間」で生活困窮をきたし支援が必要な方々に対して、大阪府社会福祉協議会老人施設部会に属する施設の「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」と大阪府社協の「社会貢献支援員」が訪問して状況を把握し、問題解決に向けてともに方策を模索し、救済を図るワンストップの総合生活相談を行います。（「生活困窮者レスキュー事業）

また、急迫した状況に対して迅速な金銭的援助（現物給付）により問題解決を図ります。

府内の社会福祉法人が「オール大阪」として一丸となって取り組むこの事業に、当法人も積極的な展開を図ります。



発見連絡

援護を必要とする方を発見し、連絡します。

困窮者は、自ら「SOS」を発することが出来ないことが多いと考えられます。地域の民生委員・児童委員、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー、地区福祉委員会、ヘルパーステーション、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉施設、福祉事務所等と協力して援助を必要とする方の発見に努めます。

訪問相談

行って、見て、聞いて状況を把握します。

コミュニティソーシャルワーカー（老人施設部会）や、社会貢献支援員（大阪府社会福祉協議会）が本人の住まいを訪問して状況を確認します。



制度検討

適用できる既存制度がないか検討します。

生活保護や介護保険、無料定期診療所、成年後見制度、生活福祉資金等貸付、日常生活自立支援事業などの制度が使えるかを検討します。

相談

制度につなぎます。

既存の制度がある場合は制度につなぐなどし、ない場合は、援助の方法を検討し訪問・相談するなどして問題解決に努めます。

経済援助

経済的援助を検討します。

どの制度も適用できない、あるいは緊急を要する場合、医療費介護サービス費、成年後見人を定める費用、その他生活に必要なサービス費あるいは、10万円までの現物支給によって援助が行われます。

見守り

本人の生活の自立を目標に 継続的に見守り、相談等を行います。

支援をすることが目的ではありません。本人が自分自身の力で生活していくことができるよう、継続的に見守り、相談等を行って自立した生活を支援します。

就労訓練事業（中間的就労）について

平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が始まりました。この制度は「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」等の状況に陥った困窮している人へ包括的な支援を行うものであり、その中に「就労訓練事業」という仕組みが導入されました。

就労訓練事業は、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するもので、引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどで直ぐには一般就労に従事する事が難しく生活困窮者に陥っている方に、状況に応じた支援付の働く場所を提供する事業です。

当法人は、大阪府より

生活困窮者就労訓練事業を行う事業者として認定されています。



対象者

直ぐには一般企業等で働く事が難しい方が対象です。長期離職者、ニート・引きこもり、心身に課題があつたり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方です。

当法人での対応・目標

利用者とは雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）で、本人の状況に合わせてステップアップしていく、最終的には一般就労につなげることが目標です。

※一般就労…企業や事業所等において、一般的な従業員と同じ働き方をすること

どんな支援？

例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化で時々休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めてその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力が必要な複雑な仕事がまだ出来ないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方にあった業務をいくつか切り出して、一人分の仕事をします。また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援等を行います。